

久賀小学校いじめ防止基本方針

令和6年4月 日

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法第2条」より）

- ・ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場で行う。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。
- ・ 「いじめ防止対策推進法」の趣旨を十分踏まえ、「いじめ」に当たるか否かの判断を行う。いじめには、多様な様態があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、継続的に「心身の苦痛を感じているもの」との定義が限定して解釈することのないようにする。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることから、必要に応じて家庭と連携し、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察・記録するなどして確認する必要がある。
- ・ 「一定の人的関係にある他の児童生徒」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- ・ 「行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など、直接的に関わるものではないが心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- ・ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- ・ 外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◇ 冷やかし、からかい、いじり、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ 金品をたかられる
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、「いじめは人間として、絶対に許されない」という認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせない（加害者にも、被害者にも、傍観者にもしない）ための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

- ① いじめは、社会性を身につける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。したがって、どの学校においても、いじめは認知されることが自然である。
- ② いじめは予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあることから、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握（認知）し、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。
- ③ いじめの認知件数が減少した場合に、対策が奏功したものと即断することは禁物であり、「いじめ認知力の低下があるのではないか。」などの課題意識をもちながら、減少の理由を十分考察する必要がある。
- ④ いじめの認知件数が0または僅少である学校については、真にいじめを根絶できている場合もあると考えられるが、解決に向けた対策がとられることなく放置されたいじめが潜在する場合があることも懸念される。
- ⑤ 発生しているいじめを漏れなく認知した上で、いじめに向き合い、その解決に取り組むことが極めて重要であることから、認知件数が多い学校については、「いじめを初期段階のものを含めて積極的に認知し、その解決に向けた取組のスタートラインに立っている。」と認識することが必要である。
- ⑥ 年度末や年度当初等の適切な時期に、いじめ認知件数等の状況について、児童生徒や保護者向けに公表し検証を仰ぐことにより、いじめ対策の工夫改善に努める。

*児童等はいじめを行ってはならない。「いじめ防止対策推進法第4条」

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ問題対策委員会

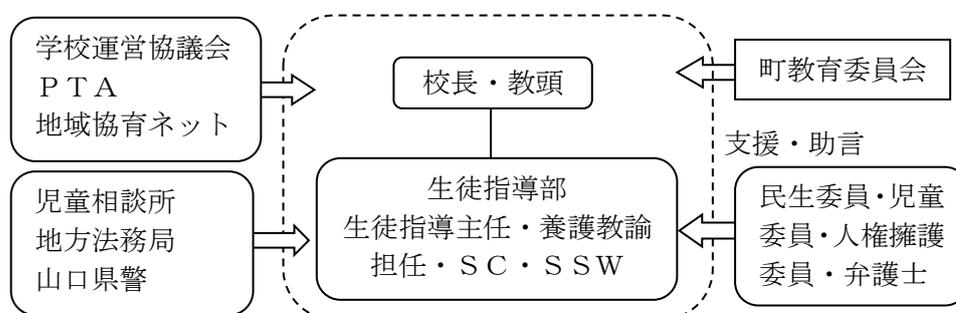
①構成

校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、学級担任、SCやSSW、必要に応じて地域や学校等の関係者（学校評議員、PTA会長等）、外部専門家等からなる、いじめ防止等の対策のための委員会を設置し、必要に応じて開催する。

②役割（内容）

- ◇学校基本方針に基づく取り組みの実施（PDCAサイクルによる）
- ◇いじめの相談・通報窓口
- ◇緊急時の会議の開催（情報の共有、事実関係の聴取、対応方針の決定など）

③いじめ問題対策委員会構造図



3 いじめ未然防止のための取組

(1) 学校経営

- ・日頃から開かれた学校づくりにつとめ、いじめの解決に当たっては、地域の積極的な協力を得る。

(2) 学級経営の充実

- ・分かる楽しさ・できる楽しさの味わえる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感・達成感をもてる授業の実践に努める。
- ・A・B アンケートや学校生活アンケート結果を生かし、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

(3) 道徳教育・人権教育の充実

- ・道徳の授業を通して、児童の自己肯定感、自己有用感を高める。
- ・互いの人格を尊重した態度や言動ができるように組織的・計画的に人権教育に取り組む。

(4) 相談体制の整備

- ・学期に1回、学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
気になる児童は臨時的に教育相談を行う。
- ・学校生活アンケート結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図る。

(5) 情報交換及び共通理解

- ・全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。（職員会・校内研修・夕会等）

(6) 縦割り班活動の実施

- ・多様な縦割り班活動に取り組む中で、協力することを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

(7) インターネットや携帯電話等を通じて行われるいじめに対する対策

- ・児童に情報モラル教育をする。

(8) 学校相互間の連携協力体制の整備

- ・中学校や保育所・保育園と情報交換や授業参観を行う。

(9) 校内研修の充実

- ・定期的に校内研修を実施し、いじめ防止についての理解を深める。

4 いじめ早期発見のための取組

(1) 家庭や地域、関係機関との連携

- ・児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。
- ・教育委員会や児童相談所、中学校、警察署などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。
- ・日頃から地域の関係機関とも連携し、児童の校外生活の把握など、情報ネットワークの充実・強化を図る。

(2) いじめに関するアンケートの実施

- ・隔週水曜日にAアンケートを実施し、児童の様子を確認し、情報の共有を図る。
- ・学期に1回、教育相談実施前にアンケートを実施する。それをもとに、一人一人の児童と直接話をして、思いをくみ取る。

(3) 観察や日記指導

- ・児童の観察や、ノート・日記等から交友関係や悩みを把握する。

5 いじめに対する早期対応

- ・いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実関係（時・場所・人・態様等）を確認する。
- ・事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・いじめの事実が確認された場合は、校内いじめ問題対策委員会を開き、対応を協議する。
*校内いじめ問題対策委員会：校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、担任
- ・いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめの四層構造を意識し、周りではやし立てる児童や見て見ぬ振りをする児童を指導し、「いじめは人間として絶対に許されない」意識を高めていく。
- ・インターネット等の書き込みでは、印刷や写真撮影などで記録を残しておく。
- ・いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講じたり、カウンセリングを受けたりするようにする。
- ・犯罪行為として取り扱うべき内容のいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。
- ・事案の進捗状況の記録を残すとともに、対象児童の保護者に必要事項について情報を適宜提供していく。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

*重大事態：児童が自殺を企画した場合など

- ◇ いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ◇ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ◇ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
(「いじめ防止対策推進法第 28 条」より)

(2) 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した旨を、町教育委員会に速やかに報告する。
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ・上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ・県教育委員会が設置する専門家からなる「いじめ問題調査委員会」による調査を行う場合もある。

7 いじめの解消について

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者または学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安心・安全を確保する責任を有する。いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。